



聖ペトロ・聖パウロ

カトリック延岡教会 令和4年11月

ST.Peter & ST.Paul Nobeoka Catholic Church

〒882-0825 宮崎県延岡市須崎町4-3 ☎0982-32-6501◇FAX0982-20-4640◇HPwww.nobeoka-catholic.com

No53

延岡教会年間目標「福音宣教に向けて心を尽くしましょう。」

教皇フランシスコ回勅「兄弟のみなさん」を通して

《所有権の社会的機能の再提案》

世界はすべての人のために存在しています。・ ・ ・
・ それゆえ共同体としてわたしたちには、すべての人が尊厳を持って生き、十全な発達のための適切な機会が得られることを保障する責務があるのです。キリスト教信仰の最初の数百年間に、多くの賢人が、被造物は万人のためにあるということの考察において、普遍的感覚を発展させました。

そこから、尊厳ある生活に必要なものがもてずにいる人がいるのは、それを誰かが手放さずにいるからだという考えが導かれます。聖ヨハネ・クリズストモは、それを次のように要約しています。「自分の財産を貧しい人々に分かち合えないとすれば、それは貧しい人々のものを盗むことになり、彼らの生命を奪うことになります。私たちがもっている物は私たちのものではなく、貧しい人々のものです。」

・ ・ ・ わたしは聖ヨハネ・パウロ二世の言葉を・ ・ ・ 皆さんに示したいと思います。・ ・ ・ 「神が大地を全人類に与えたのは、人類のだれ一人として欠けることなく生命を維持するためであり、神は何人もを排除したり、優遇したりしませんでした。」この文脈で、思い出して欲しいのは、「キリスト教の伝統が、私有財産権を絶対あるいは不可侵のものとして認めたことはなく、あらゆる形態の私有財産の社会的目的を強調してき」たことです。万人のためのこの世の資源を共同利用するという原理は、「倫理的、社会的秩序全体の第一原則」であり、自然権、生来の権利、優先される権利なのです。人間の十全な実現に必要な財についての、他のすべての権利は、私有財産権やその他の権利を含め、・ ・ ・ 「実現を妨げるものであってはならず、むしろ実現を助けるものでなければならない」のです。私有財産権は、・ ・ ・ 二次的な自然権としかみなされません。これは社会の機能に表れるべき、実に具体的な結果をもたら

します。しかしながら、第一の生来的権利よりも二次的権利が優先され、実際の意義が奪われてしまうことが・ ・ ・ 起こるのです。

《権利に国境はない》

・ ・ ・ 女性であるがゆえに権利が制限されることが許されないのと同じく、生まれた場所や住んでいる場所で、尊厳ある生活や発展のための機会が減ってしまうことも容認できないのです。

開発は、少数派の蓄財のためであってはならず、むしろ「個人や民族の権利、また個人的、社会的、経済的、政治的分野における各種の権利」を守るものでなければなりません。・ ・ ・ そして、環境保護より優先させてはなりません。「自分のものにするということは、皆の善のためにそれを管理するというにすぎない」からです。

企業家の活動が、「富を生み、わたしたちの世界を改善する尊い使命」であるのは事実です。神は、わたしたちに授けた才能が生かされるよう促し、期待して、宇宙を可能性で満たしてくださいました。神の計画では、人間はそれぞれ自らの向上に努めるよう召されており、・ ・ ・ 企業家らのそうした能力は神からの贈り物であり、それらは明白に、他の人々の発展と貧困の克服を・ ・ ・ 目指すべきです。

《民の権利》

地上の財貨は万人のためにあるという確信は、今日、国やその領土や資力に対しても当てはめなければなりません。それを、・ ・ ・ 財の共同使用という第一原理からみるならば、それぞれの国は、他国から来た人のものであるということもできるので、その土地の財をよそから来た困窮者に対して拒むべきではないのです。米国の司教団が教えたように、基本的権利は「神によって作られた一人ひとりに付与された尊厳に由来するものであるため、いかなる社会よりも優位にある」のです。

※12月号に続きます。

ミサの案内

主 日	平 日
18時30分～(土曜日):延岡教会 6時20分～(日曜日) :聖心ウルスラ修道院聖堂 9時30分～(日曜日):延岡教会	6時20分～ :聖心ウルスラ修道院聖堂 ★10時～(毎月第1金曜日) :延岡教会

◎ミサについて

- 1) 11月4日(金)は、午前10時からミサ(初金曜日)が行われます。
- 2) 11月6日(日)のミサは、追悼ミサとして、納骨されておられる方々、申込があった方々のために捧げられます。
- 3) 11月13日(日)にミサは、「**貧しい人のための世界祈願日**」となります。また、拝領祈願後に、「**七五三の祝別**」を行います。
- 4) 11月20日(日)の王であるキリストの祭日のミサは、世界青年の日にも当たります。
- 5) 11月27日(日)の待降節第1主日から新しい式次第を使用いたします。

◎新しい式次第について

- 1) 11月13日と20日のミサ後に、「新しい式次第」を使った準備(練習)を行います。
- 2) お時間の都合が付く方は、ご参加ください。
- 3) 典礼聖歌(いつくしみの賛歌、栄光の賛歌、感謝の賛歌、平和の賛歌)については、日曜日ミサ前の9時から歌の練習を重ねていきたいと思っております。
 しばらくの間は、ミサにおいては一緒に唱えていく事にします。(楽譜を準備しております。)

◎聖書週間について

- ★11月20日(日)から27日(日)の間は、**聖書週間**となります。聖書朗読を通して、信仰生活の糧を頂きましょう!